

# 建設業労働環境改善等助成金のご案内

県内の建設業の担い手確保を促進することを目的として、建設労働者の新規雇用の拡大に向けて労働環境改善等に取り組もうとする県内の中小建設業者に対し、その経費の一部を助成します！

## 1 申請できる建設業者

職場の魅力向上・従業員定着などにつながる労働環境改善等に取り組む者のうち、以下の条件を満たすことが必要です。ただし、同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主を除きます。

- (1) 広島県知事の建設業の許可を受けて建設業を営む中小企業事業主で、県内に主たる営業所を有する者であること。
- (2) 建設労働者を雇用して建設事業を行っていること。
- (3) ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で、県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

## 2 助成対象事業

### (1) 労働環境改善経費

助成対象事業者が実施する建設労働者の労働環境の改善に資する次に掲げる施設・備品等の新設・購入等に要する経費

- ア 女性専用施設等（トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等）
- イ 熱中症対策・防寒備品等（大型冷風機・暖房器具等）
- ウ その他労働環境の改善に資すると知事が認めるもの

※ 付属品等を含み、**備品 1 点あたり総額 10 万円以上**であるものに限る。

### (2) 資格取得経費

助成対象事業者が建設労働者に取得させる建設関係資格の取得に要する経費（受講料、教材費、旅費等）

### (3) 現場見学会等開催経費

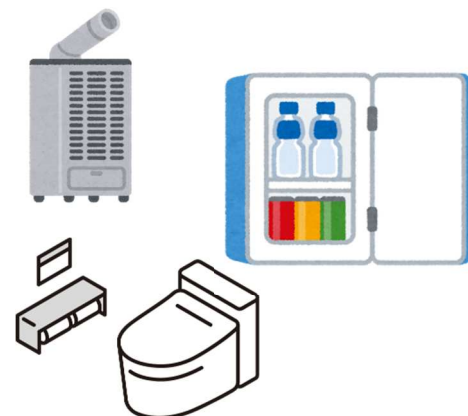
助成対象事業者が新規に入職しようとする者を対象に開催する現場見学会、講習会、体験学習及びインターンシップに要する経費とする。（広報費、機械器具等借上料、教材費、傷害保険料、参加者用借り上げバス等）

### (4) 建設事業の生産性向上に関する講習会経費

助成対象事業者が建設労働者に受講させる、生産性向上に関する講習会に要する経費（受講料、自社開催時の講師謝金、教材費等）

～対象事業例～

- ・熱中対策事業（充電式クーラーボックス、ミストファン、大型冷蔵庫、スポットエアコン等の購入）
- ・生産性向上事業（積算用ソフトウェア、工事写真専用タブレット端末等の購入）
- ・資格取得支援事業（小型移動式クレーン運転技能講習等の受講、大型免許の取得）



## 3 助成額

助成対象事業（1）～（4）の経費に二分の一を乗じた額又は上限 50 万円のいずれか低い額。

## 4 申請期間

令和7年5月26日（月）から令和7年11月28日（金）まで

※申請は先着順とし、交付決定額が予算枠に達したときは、同日以前に受付を終了します。

※詳細は広島県ホームページをご覧ください。

ホームページ URL

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/kaizenjoseikin.html>

【問い合わせ先】

広島県 土木建築局 建設産業課 建設業グループ  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 （広島県庁北館 6 階）  
TEL:082-513-3822 FAX:082-223-3593  
Email:dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

QRコードはこちら↓

